

西尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の候補者の推薦・募集要領

令和5年7月19日の任期満了に伴い、西尾市農業委員会の委員（以下「農業委員」と言う。）、及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」と言う。）の次期委員の候補者について、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集によってもこれらの委員の候補者を募集します。

1 推薦又は募集の対象

- (1) 農業委員の候補者
- (2) 推進委員の候補者

2 推薦又は応募の受付期間

令和5年2月6日（月）から3月7日（火）まで

推薦又は応募状況によっては、期間を延長することがあります。

3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

4 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、記名押印し、期間中に農水振興課（西尾市役所2階）へ提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着とします。また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※ 推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所、連絡先及び生年月日を除き、公表となりますのでご承知ください。

※ 本籍地が西尾市以外の方は、市町村（市民課、住民課等）が発行する「身分証明書」を必ず添付してください。

5 候補者の選考及び選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が「7 定数」に掲げる定数を超えた場合又は市長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、評価委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。

評価委員会の結果をもとに、農業委員の候補者については市議会の同意を得て市長が、推進委員の候補者については農業委員会が、これらの委員を決定します。

6 個人情報取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

7 定数

- (1) 農業委員 18人
- (2) 推進委員 23人

8 任期

- (1) 農業委員 任命の日（令和5年7月20日）から3年
- (2) 推進委員 委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

9 職務

- (1) 農業委員

農地の権利移動や転用などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、市内の定められた区域を担当地区として、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、指導、審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月25日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

- (2) 推進委員

市内の定められた区域を担当地区として、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、指導等が主な職務となります。定期的な会議は予定していませんが必要に応じて研修会等の会議を開催し、又は農業委員会の会議に出席していただき、報告等していただく場合があります。

10 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

11 推薦又は応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒445-8501

西尾市寄住町下田22番地

西尾市産業部農水振興課（市役所2階） 農業委員会事務局（農水振興課内）

電話 0563（65）2134

メール nousui@city.nishio.lg.jp